

# 島根大学総合理工学部同窓会会則(東京支部)

## 第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は島根大学総合理工学部東京支部同窓会と称する。

(事 務 局)

第2条 本会は事務局を置く。

(目 的)

第3条 本会は会員相互の親睦と向上をはかり、併せて母校並びに総合理工学部同窓会(以下本部と称す)との連絡を保ち、その発展を助け、もって社会の進歩に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会の目的を達するために次の事業を行う。

1. 総会の開催
2. 会員名簿の発行
3. その他適当な事業

## 第2章 会 員

(会 員)

第5条 本会は、関東およびその周辺に在住する次の会員等で組織する。

- (1) 島根大学総合理工学部卒業生
- (2) 島根大学理学部卒業生
- (3) 島根大学文理学部理学科卒業生
- (4) 島根大学文理学部理科卒業生
- (5) 島根大学大学院総合理工学研究科修了生
- (6) 島根大学大学院理学研究科修了生

## 第3章 役員及び役員会

(役 員)

第6条 本会に次の役員を置く。

会長 1名 副会長 1～2名 事務局担当役員(事務局長を含む) 若干名

(役 員 の 選 任)

第7条 会長、副会長は総会において選出する。事務局長は会長、副会長の推薦とし、事務局担当役員は会長、副会長及び事務局長が出身学科、卒業年代を考慮し、互選するものとする。

(役 員 の 任 務)

第8条 会長は本会を代表し、副会長は会長を補佐し会長に事故あるときはその任務を代行する。

事務局担当幹事は庶務、会計の任務を行う。

(役員会)

第9条 会長, 副会長, 事務局担当役員で役員会を組織する。役員会は随時会長が招集する。

(役員任期)

10条 役員任期は2年とする。但し再任は妨げない。

役員はその任期を終了するも後任の定まらぬ内は引き続きその任務を行う。

## 第4章 総 会

(総 会)

第11条 総会は原則として2年に1回これを開くものとする。但し必要あるときは臨時総会を開くことができる。

(総会の招集)

第12条 総会は会長これを招集し, 併せて本部役員並びに本部特別会員(東京支部在住を含む)数名を招待するものとする。

(議決方法)

第13条 総会は出席者を以て成立と認め, 議事については出席全員の過半数を以てこれを決する。

(役員会の代行)

第14条 会則の変更その他重要な事項は, 総会の決議を経るものとする。但し, 緊急を要するものについては役員会の決議によって処理し, 次の総会において承認を得るものとする。但し, 重要な会則の変更は本部の同意を得るものとする。

## 第5章 会 計

(経 理)

第15条 本会の経費は入会金, 寄付金及びその他の収入をもって充てる。

(会費の納入)

第16条 会費は定期総会の都度納入する。金額は役員会で定める。

(会計の報告)

第17条 総会の都度, 前回の報告以降の会計について報告する。

附 則

本会則は, 平成9年8月16日より施行する。

東京支部 現役員

会 長	中尾 征三 (地質 41 年卒)
副 会 長	畠山 幹子 (化学 41 年卒)
副 会 長	山本 昭男 (物理 45 年卒)
事務局長	山本 昭男 (物理 45 年卒)
幹 事	三宅 成治 (地質 44 年卒)
	宮城 寛 (会計担当、物理 56 年卒)
	大野 純一 (事務局担当、生物 60 年卒)
	蛸子 直紀 (物理 62 年卒)